

## 旭区在宅医療・介護連携推進会議設置要綱

### (目的)

第 1 条 旭区における在宅医療と介護の連携を推進するため、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者が協働・連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、旭区在宅医療・介護連携推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (業務)

第 2 条 推進会議の業務は次のとおりとする。

- (1) 在宅医療・介護連携推進事業に関する課題の抽出及び対応策の検討
- (2) 地域の医療・介護の資源の現状把握と情報共有
- (3) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制等に関する取組の検討及び実施
- (4) 地域住民への普及啓発に必要な事項の検討及び実施
- (5) 在宅医療・介護連携の推進に必要なネットワークづくりや研修会の実施
- (6) その他在宅医療・介護連携の推進に必要な事項

### (組織)

第 3 条 推進会議は、別表に掲げる旭区内の在宅医療及び介護の各種団体によって構成する。また、必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

2 推進会議に代表を置き、代表は旭区保健福祉センター所長をもって充てる。

### (運営)

第 4 条 推進会議の運営は、旭区役所保健子育て課と旭区在宅医療・介護連携相談支援室の合同とする。

### (会議)

第 5 条 推進会議に議長を置き、議長は代表が指名する者とする。

2 議長は推進会議を代表し、議長その他の会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ議長の指名する委員がその職務を代理する。

### (守秘義務)

第 6 条 推進会議の構成員及び出席者は、推進会議で知り得た個人情報を漏らしてはならない。

### (施行の細目)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) 旭区在宅医療・介護連携推進会議構成団体・機関等

一般社団法人 旭区医師会  
一般社団法人 旭区歯科医師会  
旭区薬剤師会  
医療法人 清翠会 牧病院  
社会医療法人 ささき会 藍の都しろきた病院  
医療法人 永寿会 福島病院  
医療法人 藤仁会 藤立病院  
医療法人 松仁会 明德病院  
旭区訪問看護事業者連絡会  
旭区居宅介護支援事業者連絡会  
旭区訪問介護事業者連絡会  
旭区デイサービス連絡会  
旭区地域密着型サービス連絡会  
旭区理学療法士会  
旭区3地域包括支援センター連絡会  
旭区認知症強化型地域包括支援センター  
牧ヘルスケアグループ 介護老人保健施設 牧すこやかセンター  
社会福祉法人 邦寿会 特別養護老人ホーム 高殿苑  
社会福祉法人 大阪市旭区社会福祉協議会  
旭区役所

順不同